

携帯電話等エリア整備事業補助金交付要綱

4 デ推ネ第 100 号 令和 4 年 6 月 27 日
改正 5 デ推つ第 133 号 令和 5 年 12 月 18 日
改正 6 デ推つ第 69 号 令和 6 年 7 月 29 日

(通則)

第 1 条 東京都（以下「都」という。）は、携帯電話等エリア整備事業（以下「整備事業」という。）に要する経費の一部補助を行うことにより携帯電話等の無線通信におけるデジタルデバイドの解消を図るため、整備事業を実施する町村（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において携帯電話等エリア整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「整備事業」とは、次に掲げる事業であって、都内の過疎地（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域、同法第 32 条の規定に基づき読み替えて適用される同法第 2 条第 1 項に規定する過疎地域及び同法第 33 条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。）及び離島地域（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島をいう。）において行うものをいう。

(1) 携帯電話等施設整備事業

国の無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成 17 年 11 月 25 日総基移第 380 号）（以下「国交付要綱」という。）第 3 条第 2 号ア①に掲げる、携帯電話等の無線通信を利用することが困難な地域（既に特定の無線通信事業者による無線通信サービスが提供されている場合にあつて、その他の無線通信事業者による無線通信サービスが提供されていない地域を含む。）の解消を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線通信用施設及び設備を設置する事業をいう。

(2) 携帯電話等施設高度化事業

国交付要綱第 3 条第 2 号ア②に掲げる、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において、既存の無線通信よりも高度な電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる携帯電話等の無線通信（以下

「高度化無線通信」という。)を行うため、当該高度化無線通信に必要な無線通信用施設及び設備を設置する事業をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、別表に掲げるとおりとする。ただし、維持管理経費等の経常的な経費は対象としない。

(交付額)

第4条 知事は前条に掲げる経費を予算の範囲内において補助事業者に補助する。ただし、1億円を限度とし、国の携帯電話等エリア整備事業を利用し、都が町村負担分を補助する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は様式第1号による交付申請書を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、様式第2号による交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付決定通知を受けた補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、様式第3号による交付申請取下げ届出書を知事に提出しなければならない。

(契約)

第8条 補助事業者は補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(変更等の承認)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに

該当するときは、あらかじめ様式第4号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の20パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。

ウ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 知事は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式第5号による補助金交付決定変更通知書により補助事業者へ通知するものとする。

4 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第6号による中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7号による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事から要求があった場合は、速やかに様式第8号による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けた時を含む。)は、その日から起算して1か月を経過した日又は当該会計年度の3月31日のいずれか早い日までに様式第9号による実績報告書を知事に提出しなければならない。この場合においてやむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに都の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌会計年度の4月20日までに前項の報告書を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第13条 知事は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第10号による補助金の額の確定通知により補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支払)

第14条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認める場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第11号による補助金精算（概算）払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、第9条第4項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第6条の決定の内容（第9条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第3項の規定を準用する。

(補助事業の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

- 2 前項に掲げる補助事業者が保存しておかなければならない書類がスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法で作られた記録をいう。）であるときは、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。

(補助金交付の際付す条件)

第17条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ様式第12号による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)において規定される耐用年数に相当する期間を経過している場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。
- 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分に関する承認の特例)

第18条 前条第1項の規定による取得財産等の処分に関する知事の承認については、国交付要綱【補足事項】4(2)で定める基準に準ずる場合は、様式第12号による届出書の提出をもって都に納付する旨の条件を付さずに知事の承認があったものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、国交付要綱【補足事項】4(3)で定める基準に準ずる場合は、様式第13号による届出書（以下「包括承認届出書」という。）の提出をもって、包括承認届出書に記載する開始日以降の処分について、前項の承認があったものとして取り扱う。ただし、包括承認届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

い。

- 3 前項の包括承認届出書を提出した補助事業者は、様式第 14 号による包括承認届出書に関する報告書を取得財産等の処分を行った会計年度ごとにまとめて翌会計年度の 4 月 5 日までに知事に提出しなければならない。

(財産の処分による収入の納付等)

第 19 条 補助事業者は、第 17 条第 2 項の規定により、財産の処分による収入の全部又は一部を都に納付する場合には、速やかに様式第 12 号による承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があった場合には、当該収入の全部又は一部の納付を命ずる。

- 3 第 1 項の財産の処分による収入の納付期限は、前項の命令をした日から起算して 20 日以内とし、期限内に納付がない場合には、知事は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 3 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(書類の提出)

第 20 条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本 1 通に副本 1 通を添えて、知事に提出するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 21 条 補助事業者は、第 5 条の規定に基づく交付の申請、第 7 条第 2 項の規定に基づく申請の取下げ、第 9 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく変更等の申請、第 10 条の規定に基づく事故の報告、第 11 条の規定に基づく状況報告、第 12 条の第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく実績報告、第 14 条第 2 項の規定に基づく支払請求、第 17 条第 1 項の規定に基づく財産の処分の承認申請、第 18 条第 1 項の規定に基づく財産の処分の届出、同条第 2 項の規定に基づく財産の処分の包括承認届出、同条第 3 項の規定に基づく財産の処分の包括承認届出に関する報告については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の規定により行われる申請等の場合において、前条中「正本 1 通に副本 1 通を添えて」とあるのは、「1 通を」と読み替えるものとする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第 22 条 知事は、交付申請等に係る第 6 条第 1 項の規定に基づく通知、第 9 条第 3 項の規定に基づく通知、第 10 条の規定に基づく指示、第 11 条の規定に基づく要求、第 13 条第 1 項の規定に基づく通知、同条第 2 項の規定に基づく返還命令、同条第 3 項の規定に基づく納付命令（第 15 条第 4 項の規定において準用する場合を含む。）、第 15 条第 1 項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第 2 項の規定に基づく返還命令、同条第 3 項の規定に

基づく納付命令、第 17 条第 1 項の規定に基づく承認、第 19 条第 2 項の規定に基づく納付命令（以下「通知等」という。）については、補助事業者が電子情報処理組織を使用する方法による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合には、当該方法により通知等を行うことができる。

（その他必要な事項）

第 23 条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 29 日から施行する。

別表 補助対象経費の区分及び内容

経費区分	内容
(1) 施設・設備費	ア 無線通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機（予備送受信機を含む。） (キ) 伝送用専用線 (ク) ケーブル (ケ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (コ) 監視装置 (サ) 制御装置 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（知事が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ 附帯工事費
(2) 用地取得費・道路費	ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） イ 附帯工事費

別 紙

交付要綱別表の附帯施設（知事が別に定める施設・設備）

- 1 電柱
- 2 接地線
- 3 屋外照明施設
- 4 マンホール
- 5 空調設備
- 6 監視設備
- 7 消火設備
- 8 水道施設
- 9 貯水タンク
- 10 ろか器
- 11 洗面・手洗施設
- 12 仮眠施設
- 13 修理工具
- 14 中継用固定無線装置
- 15 地下埋設設備
- 16 構内柱
- 17 1 から 16 までに掲げるものに類する施設・設備